

七年三月二十五日より之が交付を開始した。

第二回殘餘財産分配金

普通分配金	壹株に付	金壹圓貳拾五錢
特別分配金	壹株に付	金壹圓

然る處、清算事務が終局に近づくに従ひ、更に剩餘金の生ずることが明かとなつたので、茲に第三回殘餘財産分配金を左記の通り交付することとし、同年五月二日より之が交付を開始した。

第三回殘餘財産分配金 壹株に付 金五拾錢

以上に依り、株主への殘餘財産分配は、當會社の株式(一株に付參拾七圓五拾錢拂込濟)一株に對し日本發送電會社の株式(一株に付五十圓拂込濟)〇・九五株(拂込金額に換算して四拾七圓五拾錢)の割合を以て交付したる外、現金にて一株に對し金貳圓七拾五錢を交付したのであつた。

第四章 清算終了

前章に述べたる如く、清算事務の進捗に従ひ、三回に亘り殘餘財産の株主分配を行ひ、愈清算も終局に近づいたのであるが、尙殘餘財産中多少の剩餘が生ずることが明かとなつたので、昭和十七年五月十六日開催の第二回清算報告株主總會の第二號議案に「陸海軍に献金の件」を附議し、大東亞戰爭開始以來赫々たる戦果を擧げて、汎く國威を發揚せしめた皇國陸海軍に對し、清算完了の當會社が最後報國の微意を表する爲め、金貳萬圓以内を献金すること及び當會社が多年事業上最も關係の深かつた長野縣及地元大桑村へ、適當なる寄附を爲し謝意を表すことを圖り、全會一致之を承認、方法並に支出金額等代表清算人に一任することに決議せられたので、清算剩餘金と見合し左の通實行せられた。

金七千五百圓	陸軍へ献金
金七千五百圓	海軍へ献金

金五千圓
金二千五百圓

長野縣へ寄附
大桑村へ寄附

斯くて清算に關する諸事務も、内部的に結了するに至つたので、昭和十七年八月八日日本社に於て最後の清算終了株主總會を開催し、清算終了に關する左記決算報告書につき承認を求むる件を附議し、議長より解散後清算事務は極めて順調に行はれ、株主は素より債權者其他よりも、何等の異義故障の申出も無く経過したる旨を告げ、且つ決算報告書の内容につき、詳細なる説明を加へ審議を求めたるごころ、満場一致原案を承認可決され總會の議事を終へた。

自昭和拾六年拾月壹日
至昭和拾七年八月八日 決算報告書

科	資本及收入之部	金額
拂込	資本金	二、四〇〇、〇〇〇・〇〇
解散初頭準備金勘定		二九一、九一八・六七
小計		二、六九一、九一八・六七

有價證券收益
受入利息
雜收入
小計

八〇五、二七一・三四
八、九三四・九二
八四、六六八・九二
八九八、八七五・一八
三、五九〇、七九三・八五

分配勘定及支出之部

科
第壹回清算分配額
第貳回同
第參回同
小計
陸海軍へ献金
法人税及營業税
役員及功勞者慰勞金
清算所得税
清算諸經費
小計
合計

三、〇〇九、六四三・〇〇
一四四、〇〇〇・〇〇
三二、〇〇〇・〇〇
三、一八五、六四三・〇〇
一五、〇〇〇・〇〇
三〇、三四二・四七
一二〇、一〇〇・〇〇
一七〇、八五七・九五
六八、八五〇・四三
四〇五、一五〇・八五
三、五九〇、七九三・八五

次いで八月十日清算終了の登記を了するに共に、株主全般に對し決算報告總會の結果並に清算終了の通知書を發送、又當會社の帳簿、營業に關する信書及び清算に關する一切の書類は左の場所に保藏し、其の保管につきては申請に依り名古屋地方裁判所より左記三名が選任せられた。

書類の保管場所

名古屋市港區昭和町十九番地ノ十四
日本發送電株式會社東築港變電所内

保管選定人

名古屋市東區徳川町五丁目三十七番地
五 藤 三 郎

名古屋市西區吹出町二丁目四番地

宮 川 茂

名古屋市東區東大曾根町上三丁目九百七十五番地

橋 本 瑞 穂

茲に當會社は昭和十七年八月十日、名實共に其の一切を解消し、有終の美を以て終局を告げたのであつた。

附 録

木曾發電株式會社沿革史年譜

昭和三年十月二十三日 樺太工業株式會社經營ノ長野縣西筑摩郡大桑村ニ於ケル電氣事業讓受ノ件、逕信大臣ヨリ認可セララル。

十一月二日 第二發電所水利權讓受ノ件、長野縣知事ヨリ許可セララル。

十一月十九日 伊那川電力株式會社創立總會ヲ開催シ、取締役ニ齋藤直武、藤波收、横山多賀治、石川榮次郎、正野潔、五藤三郎、監查役ニ續木篤次郎、嶺岸收藏野呂靜ノ諸氏當選就任シ、代表取締役ニ齋藤直武氏就任セリ同日開催ノ取締役會ニ於テ、相談役ニ村瀬末一、近藤茂ノ兩氏ヲ、顧問ニ有村愼之助氏ヲ推薦シ、支配人ニ五藤三郎氏ヲ任命セリ。

十二月一日 樺太工業株式會社ヨリ、同社所有ノ第二發電所、第一水力設備及長野縣西筑摩郡大桑村一圓ニ於ケル、電燈動力供給事業並配電線路屋内設備其他ヲ讓受ク。

十二月三日 會社設立登記ヲ了ス。

昭和四年二月二十六日 第一水力水利權讓受ヲ、長野縣知事ヨリ許可セラル。

三月五日 第一發電所ハ、樺太工業會社ヨリ製紙用水力設備ヲ讓受之レヲ改造中ノ處竣工、送電ヲ開始セリ。

五月二十五日 第一回定時株主總會ヲ開催、取締役及監査役ノ報酬ヲ決定セリ。

六月三日 第三水力河水使用ノ件、長野縣知事ヨリ許可セラル。

十一月二十六日 第二回定時株主總會ヲ開催セリ。

昭和五年三月十日 ○○水力河水使用ノ件、長野縣知事ヨリ許可セラル。

五月十九日 第三回定時株主總會ヲ開催セリ。

十一月二十四日 第四回定時株主總會ヲ開催シ、監査役全員任期滿了ノ處再選重任セリ

昭和六年五月二十一日 第五回定時株主總會ヲ開催ス。

七月二十一日 第二發電所水利使用期限伸長ノ件、長野縣知事ヨリ許可セラル。

十一月一日 取締役横山多賀治氏辭任ス。

十一月二十四日 第六回定時株主總會ヲ開催シ、取締役全員任期滿了ノ處再選重任シ、

代表取締役ニ齋藤直武氏重任セリ。

昭和七年二月二十二日 臨時株主總會ヲ開催シ、信美電力株式會社ヲ合併スルノ件ヲ可決セリ

四月二十三日 信美電力株式會社ヲ當會社ヘ合併ニ伴ヒ、長野縣下及岐阜縣下ノ水利

權ヲ當會社ヘ移轉ノ件、兩縣知事ヨリ許可セラル。

四月二十六日 二月二十三日臨時株主總會ニ於テ決議セル、信美電力株式會社ヲ當社

ヘ合併ノ件、遞信大臣ヘ申請中ノ處認可セラル。

四月三十日 信美電力株式會社ヲ合併(合併期日四月三十日)シ資本金百二十萬圓

拂込金三十萬圓ヲ増加シ、當會社ノ資本金ハ金三百二十萬圓拂込金八

十萬圓トナレリ。

五月二十七日 臨時株主總會ヲ開催シ、信美電力株式會社合併ニ關スル事項報告ノ件

承認可決セリ。

五月二十七日 第七回定時株主總會ヲ開催シ、社名ヲ木曾發電株式會社ト變更シ、取

締役ニ山田清吉、長谷川藤藏ノ兩氏當選就任セリ。

六月三日 信美電力株式會社合併ニ因ル、資本増加登記ヲナセリ。

六月四日 商號伊那川電力株式會社ヲ、木曾發電株式會社ニ變更登記セリ。

七月二十五日 株式會社日本勸業銀行ヨリ、工場財團ヲ擔保トシテ金九十五萬圓借入

ル。

九月二十五日 取締役長谷川藤藏氏逝去セララル。

十一月二十四日 第八回定時株主總會ヲ開催シ、配當率年一割ヲ八分トセリ。

監査役全員任期滿了ノ處重任セリ。

昭和八年五月二十九日 第九回定時株主總會ヲ開催セリ。

六月二十三日 臨時株主總會ヲ開催シ取締役、監査役全員辭任ニ付改選ノ結果、取締

役ニ増田次郎、齋藤直武、石川榮次郎、正野潔、五藤三郎、宮崎彌作

師尾誠治、監査役ニ平野美太郎、秋谷謙太郎ノ諸氏當選就任シ代表取

締役ニ増田次郎氏就任セリ。

十月三十一日 第五發電所着工ス。

十一月二十七日 第十回定時株主總會ヲ開催ス

十二月二十六日 株金第二回拂込一株ニ付金五圓、總額金三十萬圓ヲ徴收セリ。

昭和九年五月二十二日 第十一回定時株主總會ヲ開催ス

七月二日 株金第三回拂込一株ニ付金七圓五十錢、總額金四十八萬圓ヲ徴收セリ

七月九日 三菱信託株式會社ヨリ、工場財團ヲ擔保トシテ金百五十萬圓ヲ借入タ

リ。

七月十一日 株式會社日本勸業銀行ヨリ借入タル金九十五萬圓ヲ繰上返済セリ。

十月二十二日 株金第二回拂込完了ニ付、拂込金額ヲ一株ニ付金十七圓五十錢ニ變更

登記セリ。

十一月二日 株金第三回拂込完了ニ付、拂込金額ヲ一株ニ付金二十五圓ニ變更登記

セリ。

十一月二十六日 第十二回定時株主總會ヲ開催シ、定款變更ニヨリ取締役ニ原田駒之助

近藤賢二ノ兩氏増員選舉セラレ、監査役ニ谷野治越氏當選就任セリ。

十二月六日 第五發電所工事竣功シ、假使用認可ヲ得テ送電ヲ開始セリ。

昭和十年一月二十九日 第五發電所使用ノ件、遞信大臣ヨリ認可セララル。

五月二十五日 第十三回定時株主總會ヲ開催ス。

十一月二十八日 第十四回定時株主總會ヲ開催シ、監査役二名任期滿了ノ處平野美太郎

秋谷謙太郎ノ兩氏再選重任セリ。

昭和十一年五月二十九日 第十五回定時株主總會ヲ開催ス。

八月八日 第三發電所工事實施ノ件、長野縣知事ヨリ許可セララル。

九月二十九日 第三發電所建設工事ニ着工ス。

十一月二十八日 第十六回定時株主總會ヲ開催シ、取締役及監査役ノ一部任期満了ノ處

取締役ニ増田次郎、齋藤直武、石川榮次郎、正野潔、五藤三郎、宮崎彌作、師尾誠治ノ六氏、監査役ニ谷野治越氏再選重任シ、代表取締役ニ増田次郎氏重任セリ。

昭和十二年二月二十六日 第三發電所堰堤附近御料地借地ノ件、帝室林野局長官ヨリ許可セラル

五月二十五日 第十七回定時株主總會ヲ開催ス。

十月二十日 臨時株主總會ヲ開催シ、長野縣西筑摩郡大桑村ニ於ケル電燈動力供給事業ヲ、中部合同電氣株式會社ニ讓渡ノ件ヲ可決セリ。

十一月二十五日 第十八回定時株主總會ヲ開催シ、取締及監査役ノ一部任期満了ノ處、取締役ニ原田駒之助、近藤賢二ノ兩氏監査役ニ平野美太郎氏再選重任セリ。

昭和十三年三月十二日 第三發電所堰堤未完成ノ處、假使用認可ヲ得テ送電開始セリ。

五月二日 株金第四回拂込一株ニ付金十二圓五十錢、總額金八十萬圓ヲ徵收セリ

五月十日 第三發電所使用ノ件、遞信大臣ヨリ認可セラル。

五月三十日 第十九回定時株主總會ヲ開催ス。

八月一日 中部合同電氣株式會社へ、長野縣西筑摩郡大桑村ニ於ケル、電燈動力供給事業讓渡ヲ實行セリ。

八月六日 株金第四回拂込完了ニ付、拂込金額ヲ一株ニ付金三十七圓五十錢ニ變更登記セリ。

九月一日 第三發電所正式通水ノ件、長野縣知事ヨリ認可セラル。

十二月二十四日 第二十回定時株主總會ヲ開催シ、監査役一名任期満了ノ處、谷野治越氏重任セリ。

昭和十四年三月二十七日 取締役社長増田次郎氏辭任セラル。

四月一日 當會社ノ發生電力ハ從來全部大同電力株式會社へ供給ノ處、電力管理法ニ基キ、日本發送電株式會社へ供給スルコト、ナレリ。

五月二十五日 第二十一回定時株主總會ヲ開催シ、代表取締役ニ五藤三郎氏ヲ選任セリ。

九月五日 臨時株主總會ヲ開催シ、定款變更ノ件ヲ可決シ、取締役一名欠員ノ處岸田幸雄氏當選就任シ、代表取締役一名増員選舉ノ結果、岸田幸雄氏ヲ選任セリ。

十一月十日 取締役正野潔、師尾誠治ノ兩氏、監査役秋谷謙太郎氏辭任ス。

十一月二十九日 第二十二回定時株主總會ヲ開催シ、任期滿了ノ取締役、監査役及欠員ノ取締役選舉ノ結果、取締役ニ岸田幸雄、五藤三郎、齋藤直武、石川榮次郎、宮崎彌作、關龍一、森壽五郎ノ七氏監査役ニ平野美太郎、野口寅之助ノ兩氏當選就任シ、代表取締役ニ岸田幸雄、五藤三郎ノ兩氏ヲ選任セリ。

昭和十五年五月二十七日 第二十三回定時株主總會ヲ開催シ、商法改正ニ伴フ定款變更ノ件ヲ附議可決セリ。

十月三十日 監査役谷野治越氏辭任セララル。

十一月二十九日 第二十四回定時株主總會ヲ開催シ、任期滿了ノ取締役及監査役一名補欠選舉ノ結果、取締役ニ原田駒之助、近藤賢二ノ兩氏重任シ、監査役ニ白石勝彦氏ヲ選任セリ。

昭和十六年五月二十七日 日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ依リ、當會社ノ電力設備及其ノ附屬設備全部ヲ、日本發送電株式會社ヘ出資スベキ旨、電氣廳長官ヨリ依命通知アリタリ。

五月三十日 第二十五回定時株主總會ヲ開催ス。

九月二十七日 臨時株主總會ヲ開催シ、定款變更ニヨリ當會社解散ノ時期、並清算人ハ互選ヲ以テ代表清算人ヲ定ムルコトヲ得ル件ヲ可決シ、役員及功勞者ニ對スル解散慰勞金ノ贈與、並従業員ニ對スル解散手當金支給ノ件ヲ決議セリ。

九月三十日 取締役齋藤直武、宮崎彌作、原田駒之助、近藤賢二、關龍一、森壽五郎ノ六氏及監査役野口寅之助、白石勝彦ノ兩氏辭任ス。

十月一日 當會社ノ電力設備及其ノ附屬設備全部ヲ、日本發送電株式會社ヘ出資完了セリ、右出資ニヨリ當會社ハ解散セリ。

長期借入金百十二萬五千圓ハ、債權者三菱信託株式會社ノ同意ヲ得テ日本發送電株式會社ヘ承繼セリ。

十月十四日 當會社ノ解散登記ヲナス。
代表清算人岸田幸雄、清算人五藤三郎、石川榮次郎ノ三氏就任登記ヲナス。

十月二十七日 臨時株主總會ヲ開催シ、昭和十六年十月一日現在財産目錄、貸借對照

表ノ承認ヲ求ムル件、並清算人及監査役ノ報酬決定ノ件ヲ可決セリ。

十一月二十九日 定時株主總會ヲ開催シ、第一回清算報告書並諸計算ヲ承認シ、監査役

平野美太郎氏任期満了ノ處重任セリ。

昭和十七年 二月二十八日 臨時株主總會ヲ開催シ、當會社清算ニ依ル殘餘財産ノ分配ニツキ、日

本發送電株式會社株式分配ノ處理ニ關スル件ヲ議決セリ。

三月十八日 第一回殘餘財産分配ヲ開始セリ。

三月二十五日 第二回殘餘財産分配ヲ開始セリ。

五月二日 第三回殘餘財産分配ヲ開始セリ。

五月十六日 定時株主總會ヲ開催シ、第二回清算報告書並諸計算ヲ承認シ、陸海軍

ニ献金ノ件ヲ決議セリ。

七月三十日 總會ノ決議ニ基キ、陸海軍へ金一萬五千圓献金セリ。

八月八日 臨時株主總會ヲ開催シ、清算結了ニ關スル決算報告書ヲ承認セリ。

八月十日 清算結了登記ヲナス。

以上

(完)

昭和十九年五月十日印刷
昭和十九年五月廿日發行

非賣品

編輯發行
兼印刷者

宮 川 茂

名古屋市西區吹出町二丁目四番地

印刷所 (中々八〇三) 菱源印刷工業株式會社

名古屋市榮區京町一丁目十五番地

發行所 菱源印刷工業株式會社

名古屋市榮區京町一丁目十五番地

997
65

終